

会 議 録

会議の名称	令和2年度 第3回和泉市総合教育会議
開催日時	令和2年11月5日(木) 午後3時から午後3時30分まで
開催場所	教育センター セミナー室
出席者	<p>[構成員] 辻市長、小川教育長、本間教育委員、松尾教育委員、藤原安次教育委員、藤原真佐子教育委員、深堀教育委員、</p> <p>[事務局] 藤原副市長 (教育委員会)</p> <p>森吉参与、並木教育次長、大槻教育指導監、東教育・こども部次長、大西教育総務課課長補佐、岩井教育総務課主幹、小路教育総務課企画係長、川崎教育総務課主事</p> <p>大野学校教育室長、永井学校教育室人権教育担当課長、二星学校教育室参事(市長部局)</p> <p>八木市長公室長、山崎政策企画室長、奥政策企画室企画経営担当課長、高垣政策企画室総括主幹</p>
会議の議題	(1) 和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例(案)について
会議の要旨	○和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例(案)について確認し、意見交換を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他()
その他の必要事項	

◆辻市長より、会議に先立ち挨拶

◆和泉市輝く子どもを育む教育のまち条例（案）について

＜学校教育室＞

1. 事務局説明【資料1、2】

○事務局（教育委員会事務局）から説明。

2. 意見交換

【藤原安次委員】

○教育基本法が制定されており、また平成27年に改正された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき教育、学術、文化振興を図るための基本理念を定めた教育大綱がある中で、今回、法令に準じる条例を制定する狙いは何か。

【小川教育長】

○和泉市では、毎月のあいさつ運動を通じて、礼節をもった子どもの育成に取り組んでいるほか、南松尾はつが野学園では、令和2年度から、コミュニティ・スクールがスタートし、学校、保護者、地域が一体となった学校づくりを進めている。

○小学校では、新学習指導要領がスタートし、子どもの成長を学校任せにするのではなく、家庭の経済力等により、教育を受ける機会が不平等にならないように配慮する必要があるとともに、コミュニティ・スクールをはじめ地域と一体となった取組みを進め、「社会に開かれた教育課程」を実現しなければならないことから、市長・教育委員会・学校園の責務や保護者・地域団体等の役割を明らかにし、教育施策の基本理念を定めようとするもの。

【辻市長】

○今後の行政における施策展開を考えると、教育施策に重点を置いていく必要があると考えている。昨今、空調整備や1人1台のパソコン端末の整備など、ハード面の整備を推進しているが、今回のような理念条例を制定することで、心も育み、和泉市で育ってよかったと思われる教育のまちづくりを推進するという、意気込みを示すことができると考えている。

【藤原真佐子委員】

○このような条例は、他市でも制定されているのか。

【事務局（教育委員会事務局）】

○調査した中では大阪府を始め、大阪市、堺市、池田市、箕面市、豊中市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、泉佐野市、泉南市の11市で同様の条例が制定されており、直近では令和2年10月1日に八尾市で制定されている。

【本間委員】

○条例を制定する目的は理解したが、教育大綱と条例はどのような関係になるのか。

【事務局（教育委員会事務局）】

○教育大綱は、平成27年11月に策定しているが、その根拠は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、市長が総合教育会議での協議を行いながら策定することが位置付けられたもので、国からの通知では概ね4・5年を目途に見直しを行うこととされている。

○条例については、パブリックコメントや教育関係者の意見等を十分に踏まえた上で、議会の議決により制定するもの。

○条例と教育大綱は法的な位置付けが異なるが、その底流には、いずれも「和泉の子どもを育む」理念が流れている。教育大綱の基本理念を踏まえ、条例を制定するものである。

【松尾委員】

○検討委員会の各委員からは、どのような意見が出されたのか。

【事務局（教育委員会事務局）】

○検討委員会での意見としては、

- ・小中一貫教育をベースとした校種間連携について、最近では保幼小の連携も含めて進めている校区も増えているので、どこの施設にいても、みんなで育てていくという意識を高めていきたい
 - ・悩みを抱えている保護者が多く、どのように支援していくかが重要で、特に悩みを発信できない方へのアプローチや、児童虐待を未然に防ぐための方策を考えたい
- といった意見があった。

【深堀委員】

○本条例では、市長、学校、保護者、地域などの役割を整理しているが、法律との整合性が気になる。国において役割分担の考え方を明記したものはあるか。

【小川教育長】

○国における役割分担の考え方について、教育基本法第13条にその位置付けが明記されており、内容とし

ては、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。」と記載されている。

【小川教育長】

○今後、パブリックコメント手続については、どのように進めていくのか。

【事務局（教育委員会事務局）】

○パブリックコメントの実施について、12月号広報に掲載するとともに、市ホームページで周知し、令和2年12月4日から令和3年1月4日までの間において、条例案に対する意見を募集する予定。資料は学校教育室、市ホームページ、各図書館等で閲覧することができ、意見は直接持参するほか、郵送、ファックス、Eメールで提出できる。

○締切後、概ね1か月で一覧表にまとめ、意見に対する回答を市政情報コーナーに備え付けるとともに、ホームページ上に掲載する予定。

【本間委員】

○条例案の第6条（学校園の責務）に関連して伺う。保護者、地域との連携で今年度からスタートした、南松尾はつが野学園でのコミュニティ・スクールの状況は。

【事務局（教育委員会事務局）】

○コミュニティ・スクールは、地域教育協議会や学校協議員制度をさらに発展させたもので、学校、地域、保護者などの代表からなる学校運営協議会を設置し、定期的な会合を持って、学校運営における基本方針の承認や学校運営についての意見を出すもの。地域、保護者に参画いただくことで、これまでの「地域に開かれた学校」を大きく進化させ、「地域とともにある学校」をめざす取組み。

○南松尾はつが野学園においては、今年度から本格実施しており、これまで7月、9月の計2回、学校運営協議会を開催。

○第1回は、今年度の学校運営の基本方針について校長から説明を行い、承認されたところで、今後の活動について協議を深めている。

○第2回は、協議員同士で意見を出し合い、各学校において苦慮しているコロナ禍の対応を中心に議論を行った。体育祭における検温対応等の人員不足などについて、課題解決のため、地域がどのように主体的に取り組み協力していくかを探った。その結果、体育祭における人員体制について、各種団体と連携を行うなど、一定の成果があった。

【本間委員】

○学校、保護者、地域の連携という観点では、コミュニティ・スクールは非常に有益と考えるが、本条例を制定した後の次の展開は。

【小川教育長】

- コミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」で規定されており、当初は設置できるとされていたが、平成29年の法改正により努力義務となり、5年（令和4年）を目処に検討し、必要な措置を講じることが必要。
- 和泉市としては、国の動きを待つことなく、各中学校区にある地域学校協働本部や学校評議員制度等を活用し、コミュニティ・スクールへ発展させるなどの検討を行い、中学校区単位で積極的に展開する予定。
- 施設分離型小中一貫校での取組については検討が必要であるが、できるだけ速やかに実施していきたい。

【藤原真佐子委員】

- 条例案第7条（保護者の役割）に関して、保護者への意識付けが重要であると考えますが、この条例を保護者や子どもたちにも分かるように、どのように発信するのか。

【事務局（教育委員会事務局）】

- 条例案検討委員会の中でも、周知の方法については工夫が必要という意見があり、現在検討している。保護者にも子どもにもわかりやすい、イラスト入りの解説を作成したいと考えている。

【深堀委員】

- 条例案の第9条（事業者の役割）に関して、教育に関する条例の中に、事業者の役割が入っていることが目を引くが、事業者の役割を明記する狙いは。

【事務局（教育委員会事務局）】

- 事務局の当初案では、事業者の役割を規定していなかったが、検討委員会において、和泉市の商工業の発展、ひいては和泉市全体の成長のために、未来を担う子どもたちが成長することは非常に重要だという意見をいただいた。そこで、事業者の役割を追加することとし、子どもへの支援に関する施策に協力することや、雇用する保護者が仕事と子育てを両立できるよう配慮することを明記することとした。

【藤原安次委員】

- 条例案の第4条（市長の責務）第2号に関して、教育を受ける機会の均等を保障する取組みとして、いずみ希望塾を創設したが、子育てや福祉、雇用の分野において市長が考えている施策はあるか。

【辻市長】

- 相乗効果・波及効果のある施策を検討し、積極的に取り組んでいきたいと考えている。
- 創発プランでは、こども医療費の助成について、対象者を現在の中学3年生から18歳まで拡充することを位置付けている。また、和泉市に定住、就職する方の奨学金の返還を支援する制度も創設した。

○教育施策ではなくとも、子どもや保護者に係る施策は多くあり、結果として、教育環境の確保につながるものがあるので、今後、総合教育会議の中でも検討していきたい。

【藤原安次委員】

○市長からも意見があったとおり、教育を推進するためには、他の分野と連携することが重要で、総合教育会議において、幅広い議論を行うことが重要。

【松尾委員】

○条例案の第8条（地域の団体等の役割）に関して、コロナ禍において、各医療機関では感染防護品が不足していたが、市が災害用に備蓄していたマスク、ガウン等を提供いただき、感謝している。お礼として、備蓄品整備のため歯科医師会から寄附を行った。

○また、学校現場で消毒用アルコールが不足していると聞いたので、歯科医師会から教育委員会に消毒用アルコールを寄贈した。

○歯科医師会として、クラスター発生時のPCR検査について、マンパワー不足が予想されるので、PCR検査の支援をすべく、行政や保健所、医師会、歯科医師会で協定を締結し、協力体制を整備した。

○今後も条例の趣旨にのっとり、地域団体としての役割を果たしていきたい。

【辻市長】

○これまでも、歯科医師会をはじめ、3師会にはご尽力いただいております、非常に感謝しています。今後も、市として新型コロナウイルス収束に向けて引き続き取り組んでいきたい。

○この条例は、制定することが目的ではなく、各々の役割を実践していくことが非常に重要である。条例の策定後も教育委員会部局と市長部局の連携を一層密にできるよう、皆さまにも、ご理解、ご協力をお願いする。

以上をもって、令和2年度第3回和泉市総合教育会議を終了する。

< 終 了 >